平成３０年（フ）第３４３４号
東京都大田区中馬込３丁目21－５　第５開拓荘51
債務者　田中　　稔
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４４７号
東京都墨田区八広３丁目13―12―213
債務者　鈴木　　礼
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４５２号
東京都豊島区千川２丁目16－５－102
債務者　淡路　一則
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３４５５号
東京都青梅市東青梅５丁目16－４－106
債務者　服部　　建
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月24日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１０２４号
横浜市南区三春台６番地３　マンション三春台204
債務者　小澤金仙こと　呉　　金仙
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１０５３号
横浜市旭区本宿町11番地31　リリックコートＹＯＫＯＨＡＭＡ　Ｉ　202
債務者　川上　史織
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８号
栃木県那須塩原市下永田４丁目1320番地５河野辺ハイツＡ－202号、前住所栃木県那須塩原市下永田５丁目1361番地３　雇用促進住宅１－Ｂ－504
債務者　益子　竜也
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午前10時
宇都宮地方裁判所大田原支部

平成３０年（フ）第１８号
熊本県山鹿市中819番地１
債務者　池田　菜保
1　決定年月日時　平成30年５月22日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月25日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後１時30分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成３０年（フ）第１５５８号
東京都中野区新井５丁目８－７　ハイムセリカワ１Ｆ
債務者　吉津源大郎
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２０１１号
東京都練馬区西大泉６丁目５－６　ジョイパレットＢ－２
債務者　中川　　純
1　決定年月日時　平成30年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月26日午後３時30分
東京地方裁判所民事第20部

破産手続終結

平成２９年（フ）第５５号
千葉県茂原市猿袋705番地６
破産者　町田　修康
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第９５９１号
東京都品川区西五反田１－１－８　大手町建物五反田ビル６階、商業登記簿上の本店所在地東京都渋谷区東１丁目10番９号
破産者　株式会社オプティファクター
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５９２号
東京都新宿区西新宿６丁目６番３号
破産者　株式会社メディカル・リレーションズ・リミテッド
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５９３号
英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、ネリネチェンバース、私書箱905、ネリネトラストカンパニーリミテッド内、日本における営業所東京都港区虎ノ門３丁目22番10―201号
破産者　メディカル・トレンド・リミテッド
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（フ）第９５９４号
英領バージン諸島、トルトーラ、ロードタウン、オフショア・インコーポレーションズ・センター、私書箱957、オフショア・インコーポレーションズ・リミテッド、日本における営業所東京都新宿区西新宿６丁目６番３号
破産者　オプティ・メディックス・リミテッド
1　決定年月日　平成30年５月23日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部